

介護保険課から65歳以上の市民の皆さんへ

申請先・問合せ 介護保険課（あいぱく光）

☎0833(74)3003

介護保険料が見直されました

介護保険制度は、高齢化の進行に伴い、介護を必要とする人々を社会全体で支えあう大切な制度です。
平成21年度から、介護保険料が変更となります。保険料の納付にご協力をお願いします。

65歳以上の人の介護保険料が変わりました

所得段階区分の多段階化と

保険料基準額の引き下げ

介護保険料は、3年ごとの介護保険事業計画において見直す仕組みになっています。

市では、このたびの見直しにおいて、介護保険料の基準額を年額で660円、月額で55円の引き下げを行い、保険料基準額（月額）は4045円となりました。（平成18～20年度は4100円）

また、所得段階区分の多段階化を行い、保険料負担の平準化を図りました。

介護保険料の基準額は、将来の推定被保険者数や要介護者数、介護サービス費用や介護保険料段階の細分化などを踏まえて算定されます。今年度から介護従事者の人材確保や処遇改善に伴い、介護報酬が約2.8%引き上げられたこともあり、保険料の上昇が予想されていましたが、国から交付された臨時特例交付金と市の介護給付準備基金の取り崩しにより第1号被保険者の保険料基準額の引き下げを実現しました。

なお、今後3年間（平成21～23年度）の介護保険料段階区分は以下のとおりです。

65歳以上の人の介護保険料段階表（平成21年度～平成23年度）

所得段階区分	対象者	年額保険料
第1段階 基準額 × 0.5	生活保護を受けている人、または世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	24,270円
第2段階 基準額 × 0.5	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人	24,270円
第3段階 基準額 × 0.75	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円を超えている人	36,400円
特例第4段階 基準額 × 0.875	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税の者がいる人のうち、本人の前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人	42,470円
第4段階 基準額	本人が住民税非課税で、世帯の中に住民税課税の者がいる人のうち、特例第4段階対象者以外の人	48,540円
第5段階 基準額 × 1.125	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得額が125万円未満の人	54,600円
第6段階 基準額 × 1.25	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得額が125万円以上200万円未満の人	60,670円
第7段階 基準額 × 1.5	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得額が200万円以上400万円未満の人	72,810円
第8段階 基準額 × 1.75	本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得額が400万円以上の人	84,940円



保険料の納め方

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料の納め方は、特別徴収と普通徴収の2種類に分かれています。

納期と納め方は下表参照

40～65歳未満の人（第2号被保険者）の介護保険料は、加入する医療保険の計算方式により決められ、医療保険料（税）と合わせて医療保険者に支払っていただきます。

詳しくは、加入している医療保険者にお問い合わせください。

特別徴収（年金から天引き）

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金のいずれかが年額18万円以上の人は、原則として特別徴収による納付となります。なお、平成20年度中に65歳になった人や転入した人などで、老齢（退職）年金等が年額18万円以上の人は、本年度中に納付方法が特別徴収に変更となります。

すでに特別徴収で納めている人で、

年度前半（4・6・8月）の保険料が仮決定している人は、6月に確定した年間保険料から仮徴収合計額を差し引き、残りの額が、後半（10・12・2月）の3回に分けて徴収されます。

なお、前半の仮徴収は、所得の状況等により、被保険者の負担が均等化されるよう金額が変更になる場合があります。詳しくは、6月中旬に送付する介護保険料額決定通知書でご確認ください。

普通徴収（納付書による窓口納付と口座振替）

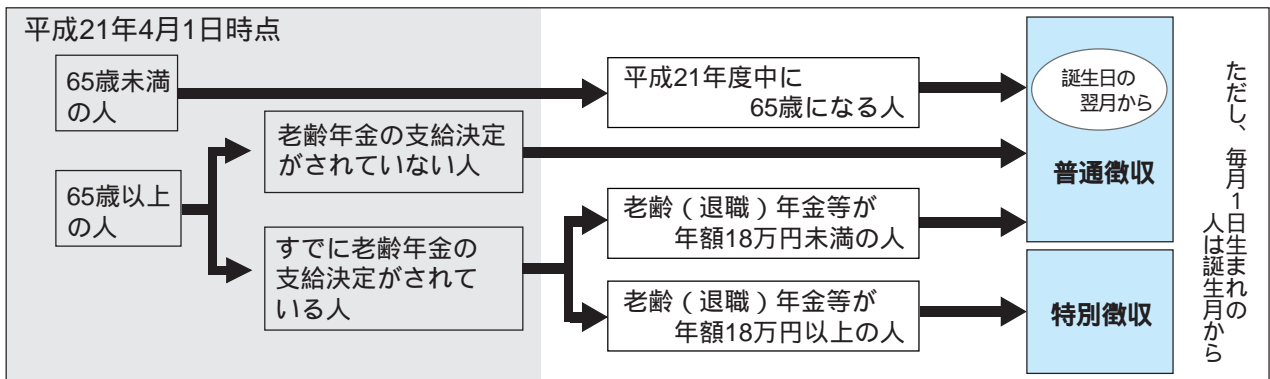
年金が年額18万円未満の人や、年度当初（4月1日時点）で年金の支給決定がされていない人は、普通徴収の対象者です。6月中旬に納入通知書をお送りしますので、各納付期限までに指定した納付場所にて納めてください。

また、年金の差し止め（年金担保を含む）や、現況届の未提出などで年金の支給が停止した場合には、普通徴収に変更となります。

介護保険料の納期

普通徴収		市に個別に支払う		特別徴収		年金から天引き	
【納付期限】	平成21年 6月30日 7月31日 8月31日 9月30日 11月2日 11月30日 12月25日 平成22年 2月1日 3月1日 3月31日	【対象者】	老齢（退職）年金等が年額18万円未満の人等 納期 10回	【天引きする月】	平成21年 4月 6月 8月 10月 12月 平成22年 2月	【対象者】	老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上の人 天引き回数 6回

平成21年度の介護保険料の納め方



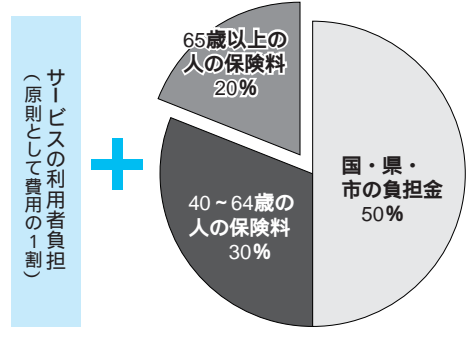
Q

介護保険に
必要な財源は？

介護保険は、40歳以上の皆さんが納めた保険料と、国・県・市の負担金で運営しています。

市の介護サービスにかかる総額（利用者負担分を除く）の50%を公費（国・県・市の負担金）で賄い、残りの50%を40歳以上の被保険者が負担します。

65歳以上の人の介護保険料(平成21年度)



普通徴収の人は、口座振替をご利用ください

納期のために金融機関等に行く手間が省け、指定された預貯金口座から自動的に払い込まれるため納め忘れがありません。申し込みは、あなたの預貯金口座のある金融機関窓口で手続きをしてください。

手続きに必要なもの
預貯金口座振替依頼書（金融機関にあります）、介護保険料の納付書、預貯金通帳、通帳使用の印鑑

【納付できる場所】

- ・ 山口銀行 ・ 西京銀行
- ・ もみじ銀行
- ・ 東山口信用金庫
- ・ 周南農業協同組合
- ・ 南すおつ農業協同組合
- ・ 中国労働金庫
- ・ 山口県漁業協同組合
- ・ ゆうちよ銀行（口座振替のみ可能）
- ・ 市役所、支所および各出張所
- ・ あいぱく光

減免制度

所得段階区分が第3段階の人で、特に生計が困難な低所得の人は、次の要件に該当する場合、第2段階の金額（年額2万4270円）まで介

護保険料を軽減します。

要件

- ・ 市民税非課税世帯であること
- ・ 世帯の収入合計が1人世帯で90万円以下であること（2人以上の世帯の場合は、2人目から1人につき70万円を加算）
- ・ 市民税課税の人に実態として扶養されていないこと
- ・ 市民税課税の人と生計を共にしていないこと
- ・ 住民票上で別世帯であっても、実態として同居の場合は、同一世帯とみなします。

手続き

申請書および関係書類（申告書、調査のための同意書、医療保険証の写し、年金振込（改定）通知書の写し等）を介護保険係の窓口へ提出してください。原則として、申請月から1ヶ月以内での減免になります。詳しくは、介護保険課までお問い合わせください。

介護保険施設に入所（入院）中の居住費や食費に係る負担額の軽減

介護保険施設に入所（入院）している人、ショートステイを利用している人は、居住費（滞在費）・食費は保

寝具乾燥消毒サービス

市内に住所のある在宅寝たきり高齢者、または重度障害者のいる世帯に、老衰、障害、疾病など、寝具の衛生管理が困難な家庭の寝具類の洗濯、消毒および乾燥を無料で実施します。お住まいの担当地区民生委員に申し込みください。

寝具の範囲 敷布団、掛布団および毛布各2枚、枕1個まで
問合せ 光市社会福祉協議会
☎0833(74)3020

保険給付の対象外ですが、本人および世帯全員が市民税非課税の場合は申請により負担額が軽減されます。対象になる人は申請をしてください。

手続き

介護保険施設に入所（入院）、ショートステイを利用するとき、または入所（入院）、ショートステイを利用する日が決まったときに、印鑑と介護保険被保険者証を持って、介護保険係に申請してください。

現在、介護保険負担限度額認定を受けている人は、6月末まで有効期限が切れますので、新たに申請が必要です。6月中に申請書をお送りしますので、6月末までに介護保険係の窓口へ提出してください。